

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>○ 意見</p> <p>(2) 実行委員会方式の特別展について</p> <p>現在、博物館では年4回特別展を実行委員会方式で行っている。この実行委員会は博物館と第三者から構成され、構成員が負担金を出し合い、業務を分担し、構成員が主体となって特別展の企画及び実施を行っている。</p> <p>実行委員会の協定書では、構成員は出資した負担金の割合に応じて入館料やグッズの収益を受けることになっており、これに基づき実行委員会から受け入れた収入は雑収入で計上している。</p> <p>上記協定書の取り決めにに基づき、特別展の入館料収入は実行委員会の収入であり、神戸市博物館条例（以下「博物館条例」という。）第4条第2項の「特別展の入館料は、2,000円の範囲内で教育委員会が定める。」の入館料ではないとして神戸市の収入には計上していない。また、実行委員会が特別展の入館料を私人に徴収委託しているが、市の収入ではないとして地方自治法施行令第158条第2項の告示及び公表をしていない。</p> <p>地方自治法第244条の2第1項は、公の施設の設置及びその管理に関する事項は条例で定めなければならないとしており、管理に関する事項には、公の施設の使用に関する事項を含むとされている。</p> <p>しかし、実行委員会が博物館を使用することについて、現在の博物館条例には明示がない。</p> <p>実行委員会が博物館で特別展を開催するにあたっては、博物館条例に実行委員会が博物館を使用することについて明示すること等を検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">（博物館）</p>	<p>神戸市立博物館条例及び神戸市立博物館条例施行規則を改正した。平成31年11月1日施行であるが、準備行為はそれ以前についても改正後条例・規則の例によることとしている。また、小磯記念美術館、神戸ゆかりの美術館の条例・規則も同様の規定を新設し、平成31年4月1日から施行した。</p> <p>平成31年11月1日施行の神戸市立博物館条例第9条により、同1条の目的を達成するために必要があると認めるとき（教育委員会規則で定める特別の理由があるときに限る。）は、神戸市立博物館条例施行規則で定めるところにより、博物館の一部の施設の使用を許可することができることとし、同規則第13条第1項第2号において、特別の理由のひとつに「神戸市又は教育委員会を構成員とする実行委員会等が主催する事業に利用するとき。」と明示している。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>○ 指 摘 事 項</p> <p>イ 内部統制上のルールの妥当性関連</p> <p>(ウ) 小修繕制度について再確認すべきもの</p> <p>平成 29 年 4 月から予定価格 250 万円以下の少額工事については課長専決を認める副市長以下専決規程等の施行を予定している。同じ副市長以下専決規程別表第 2 には「請負—その他—契約」に「建物、設備又は構築物の保繕又は小改修に係るもの」（小修繕）があり、特定局長に 250 万円までの実施が認められている。</p> <p>小修繕の執行の中には、効用の増加している事例や、増設している事例があった。予算科目の位置づけそのものは地方自治法施行規則第 15 条第 2 項に定めがあるが一応の目安とされている。</p> <p>工事については歳出予算科目に無関係に建設業法の適用があるほか、地方自治法施行令別表第 5 で工事又は製造の請負は 250 万円まで随意契約が可能とされ、その他請負は 100 万円まで随意契約が可能とされている。小修繕は随意契約が可能であることから 250 万円まで特定局長に専決権が与えられており、小修繕と少額工事は、対象が重複するうえに専決権者が異なることになる。また神戸市では規則によって工事を施工できる所属を特定してきたが少額工事が課長共通で施工できるとこの考え方との間に齟齬を来たす。少額工事については、今後工事監査の対象としてその実施状況を確認していくことも考えられる。</p> <p>小修繕制度については制度の必要性などを再確認して整合性について検討すべきである。</p>	<p>小修繕随意契約は、既存の建物等の保繕又は小改修を対象としており、新設や規模の大きい改修を対象とする工事との役割の違いは明らかで、制度の必要性はあると考えている。</p> <p>なお、小修繕と少額工事の対象の違いを明確にするため、平成 31 年 3 月 19 日に作成した「小修繕随意契約事務の手引き」の中で、小修繕に該当する業務について詳しく解説を行った。</p>	<p>他の方法で対応</p>